



和歌山市公報

令和5年（2023年）6月1日
第1752号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
36	和歌山市特定不妊治療費の助成に関する規則を廃止する規則	(地域保健課) 2
37	和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	(国保年金課) 2
38	和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則	(介護保険課) 2

【告示】

226	令和5年度補正予算の要領	(中央卸売市場) 3
227	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(自治振興課) 3
228	市議会臨時会の招集	(財政課) 4
229	公示送達（令和4年度第10期介護保険料督促状）	(介護保険課) 4
230	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））	(債権回収対策課) 4
231	公示送達（令和4年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和5年度（令和4年度分）介護保険料納入通知書（特別徴収））	(介護保険課) 5
232	公示送達（令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替））	(市民税課) 5
233	公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料督促状）	(保険総務課) 5
234	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 5
235	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 6
236	放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 7
237	公示送達（市県民税普通徴収督促状、市県民税特別徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）	(納税課) 8
238	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(自治振興課) 8
239	公示送達（令和4年度第5期、第6期及び第10期国民健康保険料督促状）	(国保年金課) 8
240	公示送達（令和3年度国民健康保険料納入通知書及び更正通知書）	(国保年金課) 8
241	令和5年度和歌山市国民健康保険料率	(国保年金課) 9
242	令和5年度和歌山市国民健康保険料を減額する額	(国保年金課) 9
243	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障害者支援課) 10
244	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の変更の届出	(障害者支援課) 10

【公告】

○	市有財産売却公告	(管財課) 11
○	和歌山市自動車臨時運行許可条例の規定による自動車臨時運行許可番号標の失効	(市民税課) 13
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課) 14

【選挙管理委員会告示】

54	選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会事務局) 14
----	------------	-----------------

55 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 14

【 消防局訓令 】

7 予防技術資格者の認定等に関する事務処理規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（予防課） 15

【 規 則 】

和歌山市特定不妊治療費の助成に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和 5 年 5 月 22 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 36 号

和歌山市特定不妊治療費の助成に関する規則を廃止する規則

和歌山市特定不妊治療費の助成に関する規則（平成 16 年規則第 44 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 5 年 5 月 22 日揭示済）

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 5 月 23 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 37 号

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市国民健康保険条例施行規則（昭和 34 年規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「するものを除く。」の次に「及び令和 4 年度分の保険料であって、令和 4 年度末に被保険者の資格を取得したこと等により令和 5 年 4 月以後に普通徴収の納期限が到来するもの」を加える。

附則第 6 項中「以内」の次に「に市長に提出しなければならない」を、「当該年度中」の次に「に市長に提出しなければならない。ただし、令和 4 年度分の保険料であって、令和 4 年度末に被保険者の資格を取得したこと等により令和 5 年 4 月以後に普通徴収の納期限が到来するものについては、この限りでない」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第 4 項及び第 6 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（令和 5 年 5 月 23 日揭示済）

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 5 月 23 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 38 号

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則

和歌山市介護保険施行規則（平成 12 年規則第 95 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項中「するものを除く。）」の次に「及び令和 4 年度分の保険料であって、令和 4 年度末に第 1 号被保険者の資格を取得したこと等により令和 5 年 4 月以後に普通徴収の納期限が到来するもの」を加える。

附則第 13 項中「速やかに」の次に「市長に提出しなければならない」を、「令和 4 年度中に」の次に「市長に提出しなければならない。ただし、令和 4 年度分の保険料であって、令和 4 年度末に第 1 号被保険者の資格を取得したこと等により令和 5 年 4 月以後に普通徴収の納期限が到来するものについては、この限りでない」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第11項及び第13項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年5月23日揭示済)

【 告 示 】

和歌山市告示第226号

令和5年5月16日市長において専決処分した令和5年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和5年5月17日

和歌山市長 尾花正啓

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,507千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ671,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸 収 入		186,495	34,507	221,002
	1 雑 入	186,495	34,507	221,002
歳 入 合 計		637,219	34,507	671,726

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 前年度繰上充用金		-	34,507	34,507
	1 前年度繰上充用金	-	34,507	34,507
歳 出 合 計		637,219	34,507	671,726

(令和5年5月17日揭示済)

和歌山市告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月17日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日

西ニュータウン自治会	代表者の氏名及び住所	岡野康藏 和歌山市園部1607-4	三木裕介 和歌山市六十谷1188-12	令和5年4月22日
------------	------------	----------------------	------------------------	-----------

(令和5年5月17日揭示済)

和歌山市告示第228号

和歌山市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月19日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 期日 令和5年5月26日
- 2 場所 和歌山市議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 議長の選挙
 - (2) 副議長の選挙
 - (3) 議会運営委員会委員の選任
 - (4) 常任委員会委員の選任
 - (5) 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - (6) 市長専決処分事項の報告について
 - (7) 市長専決処分事項の報告について
 - (8) 市長専決処分事項の報告について
 - (9) 市長専決処分事項の報告について
 - (10) 市長専決処分事項の承認を求めるについて

(令和5年5月19日揭示済)

和歌山市告示第229号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年5月19日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和4年度	第10期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和5年5月31日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年5月19日揭示済)

和歌山市告示第230号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は債権回収対策課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年5月22日

和歌山市長 尾花正啓

(掲載省略)

(令和5年5月22日揭示済)

和歌山市告示第231号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年5月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	
令和5年度（令和4年度分）	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和5年5月22日揭示済）

和歌山市告示第232号

納税通知書を別紙の者に送付したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年5月24日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替）
- 2 交付期限 公示日より7日を経過した日から5年
- 3 交付場所 和歌山市財政局税務部市民税課

（別紙省略）

（令和5年5月24日揭示済）

和歌山市告示第233号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年5月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和5年6月12日に変更する。

（別紙省略）

（令和5年5月24日揭示済）

和歌山市告示第234号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年5月24日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 5 年 5 月 8 日及び同月 1 3 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 5 年 5 月 1 1 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 5 年 5 月 9 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1 1

電話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 5 年 5 月 2 4 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 2 3 5 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 2 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 5 年 5 月 1 日、同月 2 日、同月 8 日及び同月 1 5 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
所在地 和歌山市宇治家裏167番1
電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年5月24日揭示済)

和歌山市告示第236号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年5月24日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年5月26日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年2月7日	令和5年2月22日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年2月7日	令和5年2月22日
和歌山市内一円市道上	令和5年2月7日及び同月15日	令和5年2月22日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
所在地 和歌山市宇治家裏167番1
電話 422-4100

(令和5年5月24日揭示済)

和歌山市告示第237号

市県民税普通徴収督促状、市県民税特別徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年5月31日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和5年5月31日揭示済)

和歌山市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月31日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
園部第14自治会	代表者の氏名及び住所	土岐浩史 和歌山市園部1015-9	久保巳次 和歌山市園部986-4	令和5年5月14日

(令和5年5月31日揭示済)

和歌山市告示第239号

次にかかる別紙のものは、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年5月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期(月)別	種別	備考
令和4年度	第5期 第6期 第10期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和5年6月12日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年5月31日揭示済)

和歌山市告示第240号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年5月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和5年6月23日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年6月23日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年5月31日揭示済)

和歌山市告示第241号

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）第11条第1項、第11条の6の5第1項及び第11条の10第1項の規定による令和5年度和歌山市国民健康保険料率を次のとおり決定したので、同条例第11条第3項、第11条の6の5第3項及び第11条の10第3項の規定により告示する。

令和5年6月1日

和歌山市長 尾花正啓

	医療分	支援分	介護分
所得割	100分の9.37	100分の2.35	100分の2.59
被保険者均等割1人につき	24,600円	7,560円	8,760円
世帯別平等割1世帯につき	22,800円	5,760円	5,160円
世帯別平等割（特定世帯）1世帯につき	11,400円	2,880円	5,160円
世帯別平等割（特定継続世帯）1世帯につき	17,100円	4,320円	5,160円

(令和5年6月1日揭示済)

和歌山市告示第242号

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号。以下「条例」という。）第15条第1項、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項並びに第15条の2の2第1項の規定による令和5年度和歌山市国民健康保険料を減額する額を次のとおり決定したので、条例第15条第3項において準用する条例第11条第3項、条例第15条第4項において準用する条例第11条の6の5第3項、条例第15条第5項において準用する条例第11条の10第3項及び条例第15条の2の2第2項において準用する条例第11条第3項の規定により告示する。

令和5年6月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 条例第15条第1項第1号、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項第1号並びに条例第15条の2の2第4項に該当する者

	医療分	支援分	介護分
被保険者均等割 1人につき	17,220円	5,300円	6,140円
被保険者均等割 1人につき（未就学児）	20,910円	6,430円	
世帯別平等割 1世帯につき	15,960円	4,040円	3,620円
世帯別平等割 1世帯につき（特定世帯）	7,980円	2,030円	3,620円
世帯別平等割 1世帯につき（特定継続世帯）	11,970円	3,040円	3,620円

- 2 条例第15条第1項第2号、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項第2号並びに条例第15条の2の2第4項に該当する者

	医療分	支援分	介護分

被保険者均等割 1人につき	12,300円	3,780円	4,380円
被保険者均等割 1人につき (未就学児)	18,450円	5,670円	
世帯別平等割 1世帯につき	11,400円	2,880円	2,580円
世帯別平等割 1世帯につき (特定世帯)	5,700円	1,440円	2,580円
世帯別平等割 1世帯につき (特定継続世帯)	8,550円	2,160円	2,580円

- 3 条例第15条第1項第3号、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項第3号並びに条例第15条の2の2第4項に該当する者

	医療分	支援分	介護分
被保険者均等割 1人につき	4,920円	1,520円	1,760円
被保険者均等割 1人につき (未就学児)	14,760円	4,540円	
世帯別平等割 1世帯につき	4,560円	1,160円	1,040円
世帯別平等割 1世帯につき (特定世帯)	2,280円	590円	1,040円
世帯別平等割 1世帯につき (特定継続世帯)	3,420円	880円	1,040円

(令和5年6月1日揭示済)

和歌山市告示第243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
中央薬局小倉	和歌山市大垣内599	調剤	令和5年5月1日
保険調剤薬局ヘルシー	和歌山市和歌川町9-41	調剤	令和5年5月1日
訪問看護ステーションみちらボ和歌山	和歌山市太田3丁目7-24	訪問看護	令和5年5月1日
訪問看護ステーションつづみ	和歌山市駕町56	訪問看護	令和5年5月1日

(令和5年6月1日揭示済)

和歌山市告示第244号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	医療機関の名称 変更前	医療機関の名称 変更後	変更年月日
プライマリーリハビリ訪問看護ステーション和歌山北	和歌山市園部870-1	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション和歌山北	令和5年4月1日

(令和5年6月1日揭示済)

【 公 告 】

市有財産（土地及び建物付土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

1 一般競争入札により売却する物件

以下の10件の土地を個別に入札し、それぞれ売却する。

物件番号	所在地番	地目及び構造	実測地積	最低入札予定価格（円）
1	和歌山市東田中字東国170番1	宅地	116.65	2,490,000
	和歌山市東田中字東国173番1	宅地	107.37	
2	和歌山市西庄字外浜1063番148	宅地	104.12	4,150,000
	和歌山市西庄字外浜1063番149	宅地	108.13	
3	和歌山市西庄字外浜1063番151	宅地	216.37	4,570,000
4	和歌山市今福2丁目7番12	宅地	148.23	9,260,000
	和歌山市今福2丁目7番51	宅地	1.13	
5	和歌山市今福2丁目7番14	宅地	148.35	9,200,000
6	和歌山市今福2丁目7番23	宅地	144.01	9,520,000
7	和歌山市今福2丁目7番34	宅地	158.72	10,100,000
8	和歌山市関戸4丁目377番17	宅地	110.17	4,650,000
9	和歌山市関戸4丁目377番43	宅地	133.35	5,740,000
10	和歌山市松江東4丁目1165番79	宅地	193.50	5,510,000

2 一般競争入札の参加資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

3 一般競争入札参加案内を配布する場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課
- (2) 期間 令和5年5月16日（火）から同年6月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 一般競争入札の参加申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和5年5月16日（火）から同年6月15日（木）まで（土曜

日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに、所定の申込書により、和歌山市財政局財政部管財課で申込みをしなければならない。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課

(2) 期間 令和5年5月16日(火)から同年6月15日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

6 現場説明の日時及び場所

1に示した、その所在する現地で、次のとおり現場説明を行う。

物件番号	日時	場所
1	令和5年7月6日(木) 午前9時30分	和歌山市東田中宇東国170番1
2	令和5年7月6日(木) 午後1時40分	和歌山市西庄字外浜1063番148
3	令和5年7月6日(木) 午後1時55分	和歌山市西庄字外浜1063番151
4	令和5年7月6日(木) 午前10時20分	和歌山市今福2丁目7番12
5	令和5年7月6日(木) 午前10時35分	和歌山市今福2丁目7番14
6	令和5年7月6日(木) 午前10時50分	和歌山市今福2丁目7番23
7	令和5年7月6日(木) 午前11時05分	和歌山市今福2丁目7番34
8	令和5年7月6日(木) 午前11時30分	和歌山市関戸4丁目377番17
9	令和5年7月6日(木) 午前11時45分	和歌山市関戸4丁目377番43
10	令和5年7月6日(木) 午後1時15分	和歌山市松江東4丁目1165番79

7 入札及び開札の日時及び場所

1に示した物件について、次のとおり入札及び開札を行う。

物件番号	日時	場所
1	令和5年7月26日(水) 午前10時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
2	令和5年7月26日(水) 午前10時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
3	令和5年7月26日(水) 午前10時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
4	令和5年7月26日(水) 午前11時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
5	令和5年7月26日(水) 午前11時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
6	令和5年7月26日(水) 午前11時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
7	令和5年7月26日(水) 午前11時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
8	令和5年7月26日(水) 午後1時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
9	令和5年7月26日(水) 午後1時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
10	令和5年7月26日(水) 午前10時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室

8 入札の方法

- (1) 入札書は、本人又は代理人が出頭して、所定の入札書に入札保証金を納付した旨を証する書類を添えて、封書に入れて提出すること。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。
- (3) 入札書には、入札者の住所及び氏名(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)を記入し、押印して、最低入札予定価格以上で希望する買受金額を記入すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札の参加資格のない者及び競争入札の参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに一般競争入札参加案内に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

10 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を、納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金で令和5年7月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後3時までに入札場所において納付しなければならない。
- (3) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替により還付する。
- (4) 落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金の納付後還付する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属する。

11 契約及び契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、令和5年2月15日（水）までに契約を締結しなければならない。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。

12 売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付しなければならない。

13 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低入札予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 最高の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代わって当該入札業務に関係のない本市の職員にくじを引かせ、落札者を決める。
- (3) 開札の結果、最高入札価格が最低入札予定価格に達しないときは、入札はなかったものとする。

14 その他

- (1) 入札に関する事務を担当する部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

- (2) 物件及び契約に関する事務を担当する部局

物件番号1 和歌山市都市建設局建設総務部用地課

電話 073-435-1086（直通）

物件番号2～9 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第1課用地対策班

電話 073-435-1098（直通）

物件番号10 和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課区画整理班

電話 073-435-1082（直通）

- (3) 契約書作成の要否

必要である。

- (4) 議会の議決

不要である。

（令和5年5月16日揭示済）

次の自動車臨時運行許可番号標は失効したので、和歌山市自動車臨時運行許可条例第6条の規定に基づき公告する。

令和5年5月25日

和歌山市長 尾花正啓

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
和歌山 30-12 和歌山	令和5年5月25日

和歌山 30-07 和歌山	令和5年5月25日
和歌山 30-16 和歌山	令和5年5月25日
和歌山 29-86 和歌山	令和5年5月25日
和歌山 29-96 和歌山	令和5年5月25日

（令和5年5月25日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したため、同条第3項の規定により公告する。

令和5年5月25日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市北新博労町6番2
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年5月25日揭示済）

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第54号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年5月25日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西勉己

- 1 日時 令和5年6月1日（水）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
(1) 選挙人名簿に登録するについて
(2) 直接請求に必要な選挙人の数について
(3) 選挙人名簿から抹消するについて

（令和5年5月25日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16

年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和5年6月1日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西 勉 己

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 6,088人
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 101,467人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数 50,734人

（令和5年6月1日揭示済）

【 消 防 局 訓 令 】

消防局訓令第7号

予防技術資格者の認定等に関する事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月1日

和歌山市消防局長 吉野 楠 哉

予防技術資格者の認定等に関する事務処理規程の一部を改正する規程

予防技術資格者の認定等に関する事務処理規程（令和4年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（予防業務従事経験年数の算定）

第3条 予防技術資格者に係る予防業務に従事した経験年数の算定は、消防局予防課又は各消防署予防班に所属していた期間と警防査察に従事した期間との合算によるものとする。この場合において、当該期間に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第6条を次のように改める。

（予防技術資格者胸章の貸与）

第6条 消防長は、前条の規定により予防技術資格者の認定を受けた者に対し、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める予防技術資格者胸章を貸与する。

（1）第2条各号のいずれかの資格区分の認定 ピンク色の予防技術資格者胸章

（2）第2条各号のうち、2つの資格区分の認定 銀色の予防技術資格者胸章

（3）第2条各号の全ての資格区分の認定 金色の予防技術資格者胸章

2 消防長は、予防技術資格者胸章を貸与し、又は返却された場合は、予防技術資格者胸章貸与者名簿（別記様式第4号）に必要事項を記載するものとする。

3 予防技術資格者胸章の素材、形状、寸法等は、別図1のとおりとする。

4 予防技術資格者は、冬服及び夏服を着用する場合であって予防業務に従事するときは、左胸部のポケット上部に予防技術資格者胸章を着用するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、消防長又は消防署長は、同項の服装以外の服装を着用する場合であっても予防技術資格者胸章の着用を命ずることができる。この場合において、当該着用の位置は、同項の規定を準用する。

第9条中「消防職員は」を「消防職員が和歌山市消防職員の服務に関する規程（平成8年消防局訓令第4号）第12条第2項による届出をするときは」に、「書類により、消防長に報告」を「書類の写しを添付」に改める。
第10条第1項を次のように改める。

予防技術資格者の認定及び予防技術検定受験資格の証明に関する事務にあつては消防総務課長、予防技術資格者胸章の貸与に関する事務にあつては予防課長が処理するものとする。

別記様式第 1 号中「資格者告示附則第 4 項各号」を削り、「予防課」を「消防総務課人事班」に改める。
別記様式第 5 号を別記様式第 6 号とし、別記様式第 4 号を別記様式第 5 号とし、別記様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

別図1中「安全ピン」の次に「及びクリップ」を加える。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

（令和5年6月1日揭示済）

【 正 誤 】

令和5年3月17日付け和歌山市公報号外第7号正誤表

ページ	行	誤	正
17	下から7行目	「宅地造成等規制法」	「宅地造成等規制法第8条」
17	下から7行目	「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」	「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条」